公　告

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和８年１１月９日

うきは市監査委員　石井　好貴

うきは市監査委員　末金　良幸

８ う 監 第 ３ ２ 号
令和８年１１月９日

うきは市長　　権藤　英樹　様

うきは市監査委員　　石井　好貴
うきは市監査委員　　末金　良幸

市長の財政援助団体等監査要求に対する監査結果について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

市長の財政援助団体等監査要求に対する報告書

第１ 監査の概要

１　監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第７項の規定により、8月27日市長の要求により、市が補助金交付をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどについて実施する監査である。

併せて、地方自治法第199条第１項及び第５項の規定により、団体に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

２　監査の対象

（1）補助金交付団体

株式会社LERIRO

（2）対象補助金

うきはラグビータウンプロジェクト推進補助金

令和5年度	18,500,000 円
令和6年度	25,800,000 円
令和7年度	71,100,000 円
令和8年度	未 確 定

（3）所管課

うきはブランド推進課（令和5，6年度）、教育委員会生涯学習課（令和7，8年度）

(4)対象期間及び範囲

ア 補助金交付団体の令和５年度から8年度の事務執行状況のうち、市が交付している補助金に係る出納のその他の事務の施行状況

イ 補助金交付団体に対する所管課の補助金交付事務

３　監査の実施日

令和８年８月31日から10月23日

４　監査の着眼点

（1）団体関係

ア 事業計画書、及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助

対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。

オ 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

カ 補助金に係る収支の会計経理は、適切か。

キ 補助金の執行に関し、内部統制は、有効に機能しているか。

ク 精算報告は、適切に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は、適切か。

ケ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

コ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は、適切か。

サ 団体の監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

(2) 所管関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。

エ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。

オ 補助金に関する条件の内容は明確か。

カ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

キ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

ク 実績報告の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がされているか。

ケ 補助金交付団体への指導監督(状況の調査又は報告)は適切に行われているか。

コ 補助金の必要性を見直す仕組みはあるか。

サ 補助金により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。

シ 補助金の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

ス 補助金の受領団体の事務が市内部で行われていないか。

5 監査の実施内容

うきは市監査基準に準拠し、対象団体より提出された資料及びその他関係書類に基づいて、関係書類の閲覧、関係職員の説明聴取等必要と認めた監査手続を実施した。

また、上記補助金に係る事務の執行について、所管課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、関係書類の閲覧、関係職員の説明聴取等必要とする監査を実施した。

第2 監査の結果及び留意事項・意見

前記、1から5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の結果及び留意事項・意見は次のとおりである。

1 株式会社LERIRO

(1)事業執行

市に提出された事業計画書等に沿って事業執行され、事務の執行においても概ね適正に処理されていると思われるが、一部には補助対象であるとの具体的な証明がなされていないと思われる購入品も見受けられた。

(2)補助金申請・実績報告書

対象団体は決算期間が7月～6月とのことなので、当初予算で計上されている補助金の申請を7月早々に申請するよう促した。

補助金交付申請書に添付した予算書について、対象団体は所管課が作成したものと回答していたが、内容については対象団体しか知り得ない積算内訳等があることから、対象団体関係者と所管課が協力して作成したものと見受けられる。所管課とよく打ち合わせをして、対象団体が作成した申請書を所管課に提出するように務められたい。

また、実績報告書については、当初予算分と補正予算分それぞれに作成されているが、会計年度内に一括で作成するよう指導した。

(3)対象団体の経営状況

ラグビーチーム運営事業を含めた対象団体の経営状況については、資料として提出してもらった第2期から第4期の決算報告書、第5期の貸借対照表、損益計算書、部門別損益管理表を確認し、継続可能な状況であると判断した。

(4)対象団体の会計管理等の状況

対象団体の業務は、主部門のコンサルティング業務とラグビーチーム運営業務とがあり、その両業務の会計管理を対象団体の代表一人で行っているように見受けられた。経営・事業規模に応じ、適切な会計管理体制を整えられたい。

また、対象団体の支出は口座からの振替が主であり、領収書の提出がほとんどなされなかったが、取引業者からの請求書と通帳写しを照合することにより、請求書に記載された用途・金額等の内容で支払われているものと判断した。

ただし、同一業者への複数の請求に対する支払いが一括振替の方法で行われており、その内訳の資料の作成がなされていないことから、通帳写しと請求書を突合しなければ内訳を確認できないものが散見された。一括振替を行う際は、内訳の資料を作成・整理保存するよう務められたい。

2 所管課(うきはブランド推進課、教育委員会生涯学習課)

(1)補助金に係る事務文書

補助金に係る事務文書に記載誤りが見られ、補助金額に影響はないと見受けられたが、訂正されることなく決裁が行われていた。事務の確認と共に、補助金交付団体との

情報共有化に務められたい。

（2）実績報告時の審査

実績報告の際には、提出資料を基に確認が行われているが、補助対象経費額と実際の支出を証明する帳票等との照合、チェックが適切に行われていないように見受けられた。

実績報告時の審査にあたっては、提出書類の照合確認だけではなく、補助対象経費であるか否かの適正な判断と、その支出が確認できる帳票等との照合確認をすべきである。

（3）補助金交付団体への指導監督

うきは市補助金等交付規則に基づく事務処理を適切に行うよう指導監督を徹底すべきである。

（4）補助金交付要綱及び協定書の見直し

補助金の交付要綱が整備されているが、補助対象経費について実情を精査し、合理的かつ効率的なプロジェクト推進ができるよう、適時に内容の再検討をされたい。

また、「うきはラグビータウンプロジェクトの推進による地域活性化及び地方創生に係る連携協定書」（別添）の第2条第1項に『地域密着型ラグビーチーム「LeRIRO福岡」の創設とリーグワン参入を目指した活動を通した社会貢献事業の貢献の推進に関すること』とあり、創設・参入はすでに達成されているので、協定の見直しをし、4者協議の上、変更をされたい。